

仙台市農業委員会第 14 回総会議事録

I. 開催日時 令和元年 7 月 30 日（火曜日）午後 3 時から午後 5 時 01 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	12 番 佐藤 とみ
	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通	15 番 鈴木 正年
	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男	18 番 嶺岸 若夫
	19 番 結城 一吉		

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 4 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
5. 協議
 - (1) 令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）について
 - (2) 平成 31 年度農地台帳補正調査について（案）
 - (3) 経営意向調査について（案）
6. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届
 - (4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続）による届出
 - (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理通知書の返戻の件
 - (7) 売り渡し希望農地一覧表
7. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 事務局からの連絡事項
 - ①役員会・調査委員会の会議開始時間等の変更（案）について

VI. 農地利用最適化推進委員

小野寺 潔 遠藤 正順 安藤 克夫

VII. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係主事	羽澤 明子
農地係嘱託	庄子 尚		

VIII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後 3 時 00 分)
司会:主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 14 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会:主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしくお願ひいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、14 番鈴木通委員、15 番鈴木正年委員を指名いたします。
議 長	議事に入ります。 (午後 3 時 02 分) 第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 それでは、調査委員会の報告を 18 番嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願ひます。
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会委員長)	第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。 調査委員会を、7 月 23 日に実施いたしました。 調査は、8 番菅野則義委員、12 番佐藤とみ委員、14 番鈴木通委員、16 番高橋勝彦委員の 4 名で調査を行いました。

今回の申請は、売買による規模拡大が2件、贈与による規模拡大が1件の合計3件です。番号1番を、16番高橋勝彦委員から、番号2番を、14番鈴木通委員から、番号3番を、12番佐藤とみ委員から報告します。

高橋勝彦委員
(16番)

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。6月6日にあっせん会をした案件です。譲受人は、現在トラクター3台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で3,987aの農地を耕作しています。7月19日に遠藤正順農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

鈴木通委員
(14番)

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター2台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族3人で253aの農地を稲作主体に耕作しています。今回、同一世帯の3人が持分共有で売買により取得するものです。なお、7月19日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしております。今回の3条申請と同日に区役所を通じ譲受人の所有農地の近隣の民家から害虫発生の苦情が出ておりましたが、地区担当委員から対処するよう指導し、殺虫剤の散布や枝打ちを行っていることが報告があることから、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

佐藤とみ委員
(12番)

番号3番は、贈与により規模拡大を図るものです。今回、兄から弟へ贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で112aの農地を稲作主体に耕作しています。7月18日に大友哲農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

以上3件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時08分)</p>
議 長	<p>続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)	<p>第2号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、9番郷古雅春委員、10佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私(嶺岸若夫委員)の4名で調査を行いました。</p> <p>今回の申請は、駐車場に転用するものが2件です。</p> <p>番号1番と2番を、10番佐藤千治委員が報告します。</p>
佐藤千治委員 (10番)	<p>番号1番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域で農振その他の区域です。10ha以上の広がり無く、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。小学校の東600mに位置し、県道の沿線で事業用地が多く、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、田220㎡を転用し、近隣アパート居住者から要望がある駐車場として、普通車9台に112.5㎡、通路等に107.5㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。また、土地改良区から差し支えない旨の意見書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域で農振地域外の区域です。10ha以上の広がり無く、土地改良事業施行区域内にあり土地改良事業施行後8年以上経過しております。小学校の南西450mに位置し、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、田：登記面積312.91㎡、実測面積408.39㎡を転用し、宅地の一部19.63㎡を含めた事業面積428.02㎡を自己所有アパートの駐車場14台に144.6㎡、法面95.96㎡、通路等に187.46㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳写しが提出されております。また、土地改良区から差し支えない旨の意見書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>以上2件、よろしくご審議をお願いします。</p>

議 長	第 2 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。
大泉権吾委員 (4 番)	番号 1 番と 2 番の駐車場の件で、以前は議案書に使用台数の記載がありましたが、今回はなく、理由があるのですか。
事務局	これまで、施設の概要に台数を記載してきましたが、調査報告の中で台数を報告することに整理しました。
議 長	報告の中で説明するというスタイルでやっていきたいということですね。他に、ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がありませんので採決します。 第 2 号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。 (午後 3 時 13 分)
議 長	続きまして、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。
峯岸若夫委員 (第二調査委員会委員長)	第 3 号議案の調査結果について報告します。 調査は、9 番郷古雅春委員、10 番佐藤千治委員、17 番松原菊男委員と私（嶺岸若夫委員）の 4 名で調査を行いました。 今回の申請は、公園用地に転用するものが 1 件、分家住宅に転用するものが 1 件、接続道路に転用するものが 1 件、駐車場に転用するものが 1 件、資材置場に転用するものが 1 件の合計 5 件です。番号 1 番と 2 番を 17 番松原菊男委員から、番号 3 番と 4 番を 9 番郷古雅春委員から、番号 5 番は私（18 番嶺岸若夫委員）から報告します。
松原菊男委員 (17 番)	番号 1 番は、公園用地に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、都市計画区域外で農振地域外の区域です。10ha 以上の広がり無く、土地改良事業施行区域外で、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。法人格の無い任意団体である発電所遺構保存会の会長が公園用地に転用するもので、期間 20 年

の使用貸借権の設定です。同団体は、泉区役所関係各課の指導を受け、主に遺構の保存管理の活動をしています。申請は畑 309 m²と原野等を含めた事業面積 1,978 m²を、駐車場 14 台に 371 m²、円形広場に 107.19 m²、東屋に 5.29 m²、道路に 246.82 m²、植栽広場等に 1247.7 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、任意団体の預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番は、分家住宅に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、集落に接続することから、第2種農地と判断しました。申請は、畑 191 m²（実測 200.57 m²）を所有者の2男が分家住宅に転用するもので、接続通路整備（宅地 207.97 m²）を含めた事業面積 408.54 m²を居宅に 81.34 m²、駐車場・庭に 119.23 m²、通路等に 207.97 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書および融資審査結果回答書の写しが提出されております。また、令和元年7月17日付で開発許可申請を提出しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(9番)

番号3番は、建設業の法人が資材置場整備のため、接続道路（進入路）に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑 280 m²と宅地等 194.51 m²を含めた事業面積 474.51 m²を接続道路として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号4番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、以前に転用した駐車場を拡張するもので、今回畑 544 m²を転用し、駐車場 15 台に 187.5 m²、通路等に 356.5 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不

<p>嶺岸若夫委員 (18番)</p>	<p>許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号5番は、資材置場を拡張するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑2.69㎡と田297㎡を転用し、資材置場に110㎡、重機置場に100㎡、通路等に89.69㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>以上、第3号議案、5件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第3号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p>(午後3時25分)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、第4号議案仙台農業振興整備計画の変更に伴う意見を求める件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
<p>嶺岸若夫委員 (第二調査委員会委員長)</p>	<p>第4号議案の調査結果を報告します。</p> <p>調査は、菅野則義委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員、高橋勝彦委員の4名で、聞き取り調査については、全員で、経済局農政企画課から説明を受けて行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、農用地区域からの除外が6件、用途区分変更が2件の合計8件です。調査結果は、8番菅野則義委員から報告します。</p>
<p>菅野則義委員 (8番)</p>	<p>第4号議案の調査結果を報告します。</p> <p>整理番号1番から6番は農用地区域からの除外のための変更です。1番は、既存住宅の進入路です。当該地はこれまで隣接する住宅地に通じる進入路として利用さ</p>

れており、引き続き専用道路として利用するため、変更を行うものです。2番は、寺院駐車場の拡張です。近接する寺院の来訪者用駐車場が不足しており、路上駐車に対する警察の指導を受けていたことから、当該地を駐車場として拡張するため、変更を行うものです。3番は、既存事業地(駐車場)の拡張です。申請者は重機の搬出搬入を行っている事業者であり、事業拡大に伴い、保有する重機が増加するため、当該地に新たに駐車場を確保するため、変更を行うものです。4番は、既存事業地(駐車場)の拡張です。申請者は建設業を行っている事業者であり、現在の事業地が奥行き長い長方形で、作業効率が悪く、事業の拡大に伴い安全な作業スペースを確保するため、駐車場の拡張が必要であることから、変更を行うものです。5番は、進入路拡幅および森林整備事業の木材乾燥・資材置場等の整備としての一体利用です。申請者は産業廃棄物処理業を行っている事業者であり、申請者が所有している森林の管理等を行うにあたり、事業車両用の道路の拡幅及び間伐材を保管・乾燥するための資材置場を設ける必要があることから、変更を行うものです。6番は、仙台貨物ターミナル駅移転です。現在の駅を移転する必要があり、その移転先として当該地を利用するため、変更を行うものです。整理番号7番と8番は、農用地区域の用途区分変更です。7番は、農業用機械格納庫の整備です。申請者はこれまで別の土地を貸借し農業用機械格納庫を設置していましたが、地権者から賃貸借契約の解除を求められ、移転を余儀なくされており、営農地の近くに格納庫を設置する必要があることから、変更を行うものです。8番は、農業用機械格納庫の整備です。既存の格納庫が土地区画整理事業計画地になり、移転を余儀なくされたため、新たに格納庫を整備する必要があることから、変更を行うものです。以上、農用地区域からの除外6件、用途区分変更2件について、すべて農振除外の5要件を満たしているものです。なお、この農業振興地域整備計画の変更後に農地法関係の手続きが必要になります。農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ないもの」と調査いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

第4号議案について調査の結果、「やむを得ないもの」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

佐藤千治委員
(10番)

整理番号7番についてお伺いします。7番は前からハウスの屋根の光が反射して苦情が出ていたところですが。許可なく建ててしまい、後から手続きするという事は、何をしてもいいということをお認めになるのではないですか。

菅野則義委員
(8番)

既にハウスが用途区分の変更もなしに建っていたということで、今回、用途区分の変更の手続きをお認めいただきたいということです。変更後は、5条の許可申請があがってくるので、その時は、始末書を必ず出してもらう必要があります。

赤間 敬委員
(3番)

土地の一番奥側に既にハウスを建てており、手前は全然耕作しないで砂利敷きにしています。農業団体として借りているのに、その大部分を耕作していないので目立っています。

高橋勝彦委員 (16番)	7月23日の調査委員会で説明を聞きましたが、今皆さんから聞いた話と、市農政企画課から聞いた話とで状況が違うようですので、私達に現状を詳しく説明してもらいたいと思います。説明をしっかりといただいていたら、今日の報告も若干変わっていたかと思います。
議 長	報告の中では、移転を余儀なくされ、やむを得ずここに建てるということで農振の用途区分の変更をしたいという説明でしたが、ところがここにきて色々話を聞いていくうちに砂利敷きになっていたのではないかということですね。
高橋勝彦委員 (16番)	現状をしっかりと説明してもらおうようお願いしたいです。
議 長	正確な情報だと思って審議をしているわけです。ところがその中でいろんな意見が出てきたときに情報が不足していると審議ができなくなってくるので、その辺は確実な説明をしていただくようお願いをしたい。
大泉権吾委員 (4番)	整理番号1番について、もともと自宅の通路だったということですが、なぜ前回の農振整備計画の見直しの時にこの土地を農用地区域から除外しなかったのか、ヒアリングの時に説明はありましたか。
郷古雅春委員 (9番)	前回の見直しの際、当該地が多面的機能支払いの申請予定エリアに入っており、そちらの手続を最初に整理しないと外せなかったと聞きました。
大泉権吾委員 (4番)	整理番号4番ですが、宅地が農振農用地となっているということは、多分もともと施設用地としていたところだと思いますが、ここもなぜ前回見直しの時に農用地から外していなかったのかが気になります。
事務局	登記地目が宅地だったので、本来ならば全体見直しの中で除外すべきものではあるとの説明を受けました。仙台東土地改良事業の対象地は、換地後に農振整備計画を見直すこととしている中で、対象地から外れているところや周辺地についても、その見直しの中で一体的に整理するため、前回の全体見直しでは除外しなかったということです。
大泉権吾委員 (4番)	整理番号6番についてですが、仙台より南に候補地は無かったのか、そういう検討はしたのか、ヒアリングで話はありましたか。
事務局	南の方については農政企画課からの話では出ていませんでした。東北本線に隣接する平坦なまとまった土地で20haほどを確保するという条件の中で、市街化区域、農業振興地域外、農振農用地区域外といった順で候補地を検討した上で、当該地以外に存在しなかったと聞いております。

議 長	<p>4号議案について色々ご意見等がありました。他になければ「やむを得ない」との報告がありましたので、このまま「やむを得ない」で採決してよろしいですか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。第4号議案について、「やむを得ない」との意見に、異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、「やむを得ない」との意見を付すことに決定いたします。ただし先程出た整理番号7番での意見は、市農政企画課へお伝えいただきたいと思えます。</p> <p>(午後4時05分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>協議事項(1)「令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>— 説明 —</p> <p>資料1-1をご覧ください。7月8日付で皆様にお示した案から、「てにをは」を修正し、「等やなど」、「農業団体、関係団体」「地場産農産物、仙台産農産物」など言葉の整理や並べ替えなど、簡易な修正は溶け込みにして、主な変更点を見え消しにしました。</p>
議 長	<p>では、松原菊男企画検討チーム長から、企画検討チームの検討結果を報告してください。</p>
企画検討チーム長(松原菊男委員)	<p>企画検討チームから報告いたします。企画検討チームでは、6月28日に臨時会議、7月30日に会議を開催し、令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の検討を行いました。</p> <p>検討にあたりましては、JA仙台をはじめ、農業共済組合、市内土地改良区など関係機関、地域振興委員会、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様からのご意見や、先程事務局から説明があった点を含め、当チームで検討し、まとめたものが本日の資料1-2で、企画検討チームの意見書(案)となります。</p> <p>なお、この意見書(案)につきましては、この総会で承認をいただいた後、8月23日に仙台市長へ提出することで調整しています。</p>

議 長	企画検討チーム会議で資料1-1を使って議論し、新たに追加したものがなく資料1-2が最新版ということですね。協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。
品川忠夫委員 (13番)	意見書の中で「有害鳥獣被害」から「有害」をカットするという変更がありました。市民に分かってもらうためにも有害の方がインパクトがあり、わかりやすくなっています。仙台市でも有害鳥獣対策協議会という組織があると思いますが、市長に出す意見書なので、有害のままでいいと思いますが、「有害」を取った理由を教えてください。
事務局	有害鳥獣対策協議会を設置した当時は、そういう名称を多く使っておりましたが、昨今の施策や活動からすると鳥獣被害という言い方が一般的になっており、「有害」はインパクトはありますが、施策として今後継続的にお願いしていくのであればその流れに併せたいと考えています。個体そのものは有害ではなく、被害を受けている状況で「鳥獣被害」という言い方になっています。
議 長	国でも有害鳥獣という言い方ではなく、鳥獣被害に統一されてきています。他にご意見はありますか。 (質問、意見なし)
議 長	質問がないようですので、協議(1)「令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)について」は、承認いたします。 (午後4時20分)
議 長	続いて、協議事項(2)「平成31年度農地台帳補正調査について(案)」を事務局から説明願います。
事務局 主幹兼振興係長	— 説明 — 平成31年度農地台帳補正調査について(案)について説明
議 長	協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問がないようですので、協議(2)「平成31年度農地台帳補正調査について(案)」は、承認いたします。 (午後4時23分)

議 長	<p>続いて、協議事項 (3)「経営意向調査について (案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹兼振興係長	<p>— 説明 — 経営意向調査について (案)、を説明</p>
議 長	<p>協議事項 (3) について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、協議 (3)「経営意向調査について (案)」は、承認といたします。</p> <p>(午後 4 時 40 分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>(1) 農地改良工事 (現状変更) 届出について、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)	<p>農地改良工事 (現状変更) 届出について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>調査は、7月23日の調査委員会で行いました。届出は、1件ありました。</p> <p>申請は、3筆で合計、田 1,042 m²を盛土して畑として利用するものです。窪地にある田を周囲と同じ高さに盛土して、野菜 (にんにく) を栽培する計画です。隣接する農地は所有者のものであることから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、8月1日から8月30日までの1ヶ月です。結城一吉農業委員が現地を確認しております。関係書類も整備され提出されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。</p> <p>以上、調査報告でございます。</p>
議 長	<p>農地改良工事について、報告がありましたが、何か質問等はありませんか。</p> <p>(全員なし)</p>
議 長	<p>続きまして、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7)売り渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。</p> <p>なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページ3ページに記載のとおり、番号4023から4033まで11件の届出がありました。転用目的の内訳は、公衆用道路への転用が4件、一般住宅・共同住宅への転用が各3件ずつ、駐車場への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書</p>

類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、4ページから8ページに記載の通り、番号5052から5068まで17件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が13件、宅地造成への転用が2件、店舗・宅地への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、9ページから12ページに記載のとおり7件の届出がありました。すべて相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、13ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(6)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻の件については、14ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

次に、(7)売り渡し希望農地一覧ですが、新規に売り渡しの申出が2件、取り下げが1件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起しをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後4時44分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料4をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

- ① 役員会・調査委員会の会議開始時間の変更(案)について
- ② 8月～9月の予定表
- ③ 他市町村農業委員会だより等(さいたま市、新潟市中央区、浜松市、宇和島市)

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

司会:主幹兼振興
係長

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理人からお願いします。

中野会長職務代
理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第14回総会を閉会します。

閉 会

(午後5時01分)